

男女平等参画啓発講座 働く女性のスキルアップパソコン講座

仕事で使えるエクセル関数や、ビジネスシーンで活用できるパソコンスキルを学びませんか。

日時 11月5日(火)、7日(木)、11日(月)、14日(木)の全4回
午後7時～9時

会場 市役所2階会議室
対象 市内在住・在勤の働いているまたはこれから働こうとしている女性で、エクセルの操作ができる方

講師 児玉宏行氏
定員 先着20人(予約制)
費用 550円(テキスト代)持ち物 筆記用具
その他 託児あり(2歳以上の未就学児予約制)
申し込み 10月15日まで
に氏名、電話番号、託児の有無(有の場合はお子さんの氏名・生年月日・性別)を電子メール divo940@city.oume.nagano.jp または電話で市民活動推進課へ

10月8日は「木の日」

地元産の木材を使って元気な森を取り戻そう
身近なところから木を使ってみませんか

青梅市は、面積の約63%を森林が占め、その70%以上は当たる人工林のほとんどはスギやヒノキの私有林となっており、林業のまちなりでもありません。しかし、林業の採算性悪化から、手入れが行き届いていない箇所が見られます。

☆多摩産材を使おう
暮らしの中で使われる木材は、私たちに健康面や情緒面でよい影響を与えてくれます。

地元産の木材を使えばその収益が森林に還り、森林を育てることにつながります。青梅市を含む多摩地域として公共事業や公共施設

☆森林や木材に触れ合おう
林業家の仕事見学や木のおもちゃづくりなど木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるための「木育」事業を実施しています。また、若手の林業家によって、森林内でのさまざまな体験活動を通じた森林環境教育に対する取り組みも始められています。

問い合わせ 農林水産課 務水産係

新築・増築の調査にご協力を

新築・増築した場合
令和2年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するため、調査員が家屋の内外部、設備等を調査します。

平成31年(令和元年)に新築・増築した、すべての家屋(住宅、店舗、工場、車庫、物置等)が対象となります。小規模な増築等で建築確認を申請していない場合はご連絡ください。

※建築確認を申請している場合、連絡の必要はありません。

家屋を取り壊した場合
家屋(住宅、店舗、工場、車庫、物置等)の全部または一部を取り壊した方は、所有者の住所・氏名・家屋

おつめ生活サポーター養成研修 小さな手助け、大きな生きがい

市の介護予防・日常生活支援総合事業では、元気な高齢者等が高齢者を支える側となり、掃除や洗濯、買い物などの家事を行うサービスを実施しています。

高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の一助として、高齢者への家事支援サービス(おうち生活サポーター)を養成するための研修を実施

日時 11月25日(月)、12月2日(月) 午前9時～午後4時

会場 福祉センター2階会議室

対象 研修終了後に青梅市社会福祉協議会または青梅市シルバー人材センターに登録し、市内で活動(報酬あり)できる40歳以上

認知症簡易チェックシステム 「これって認知症?」「わたしも認知症?」 をご利用ください

「これって認知症?」「わたしも認知症?」は、パソコンや携帯電話を使って簡単に認知症チェックができるシステムです。

年々増加している認知症の早期発見や認知症の

啓発に役立つものです。ぜひ、ご利用ください。これって認知症?…家族・介護者向けで、身近な人の状態をチェックできます。わたしも認知症?…本人向けで、自分の状態を

調査済証に記載された番号(不明な場合は、所在地番・種類・構造・床面積等)をご連絡ください。

固定資産税等の税額に影響する場合もありますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 資産税課 係



の健康な市民の健康な市民
内容 介護保険制度の概要、介護従事者としての心得や倫理、家事支援技術、緊急時の対応などに関する講義

※研修終了者には、修了証を発行します。

講師 介護福祉士 ほか(予定)

定員 先着50人(予約制)
費用無料
持ち物 筆記用具
申し込み 11月15日まで
に電話または直接高齢者支援課包括支援係(市役所1階)へ

チェックできます。いずれも、チェックした結果とともに、相談先や制度が表示されます。

問い合わせ 高齢者支援課 包括支援係

http://fishbowl/index.net/ome/

心身に障害のある方の 手当について

支給対象に該当すると思われる方は、各担当課へお問い合わせください。

手当の種類	支給対象(担当 子育て推進課)
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童(20歳未満で中度以上の障害を有する児童を含む)で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方 ▷父・母が死亡した児童 ▷父・母が生死不明である児童 ▷父・母に一年以上遺棄されている児童 ▷父・母が一年以上拘禁されている児童 ▷父・母が重度の障害を有する児童 ▷婚姻によらないで生まれた児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父・母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 (手当) 申請の月の翌月から所得額に応じて、全部支給…月額42,910円、一部支給…月額42,900円～10,120円▷第2子加算…全部支給月額10,140円、一部支給月額10,130円～5,070円▷第3子以降加算…全部支給月額6,080円、一部支給月額6,070円～3,040円
児童育成手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方 ▷父・母が死亡した児童 ▷父・母が生死不明である児童 ▷父・母に一年以上遺棄されている児童 ▷父・母が一年以上拘禁されている児童 ▷父・母が重度の障害を有する児童 ▷婚姻によらないで生まれた児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父・母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 (手当) 申請の月の翌月から、児童1人月額13,500円
障害手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ▷身体障害者手帳1・2級程度の障害を有する児童 ▷愛の手帳1～3級程度の障害を有する児童 ▷脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童 (手当) 申請の月の翌月から、児童1人月額15,500円

手当の種類	支給対象(担当 障がい者福祉課)
特別障害者手当(20歳以上の方)	重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な方(おおむね身体障害者手帳1級か2級、愛の手帳1度か2度程度で、かつそれらが重複している方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方)身体障害者手帳または愛の手帳を取得していても、具体的な疾病、外傷により心身に障害がある方は認定される場合があります。ただし、加齢に伴う心身機能の低下は、基本的に非認定となります。 (手当) 申請の月の翌月から、月額27,200円 ※病院・診療所に3か月を超えて入院している方は、受給できません。
障害児福祉手当(20歳未満の児童)	重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な方(おおむね身体障害者手帳1級か2級の一部、愛の手帳1度か2度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方) (手当) 申請の月の翌月から、月額14,790円
重度心身障害者手当(申請時65歳未満の方)	▷重度の知的障害で、著しい精神症状を有する方 ▷重度の知的障害と重度の身体障害を重複している方 ▷重度の肢体不自由で四肢機能障害の方(座っていることが困難な方) (手当) 申請の日の月から、月額60,000円 ※病院・診療所に3か月を超えて入院している方は、受給できません。
心身障害者福祉手当(申請時65歳未満の方)	▷身体障害者手帳1～4級の方 ▷愛の手帳1～4度の方 ▷脳性まひの方 ▷進行性筋萎縮症の方 (手当) 申請の日の月から、1～2級・1～3級・脳性まひ・進行性筋萎縮症の方は月額15,500円(ただし対象者が20歳未満の場合は、月額8,000円)、3～4級・4度の方は月額8,000円
難病福祉手当	特定医療費受給者証または難病医療券をお持ちの方 (手当) 申請の日の月から、月額6,000円
特別児童扶養手当	次の状態にある20歳未満の児童を扶養している方 ▷知的発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 ▷身体に重度・中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 (手当) 申請の月の翌月から、1級(重度障害児)…月額52,200円、2級(中度障害児)…月額34,770円

注意
①障害福祉手当を受けている方は、難病福祉手当を受けられません。また、心身障害者福祉手当に該当する児童を扶養している方が、児童育成手当(障害手当)を受けている場合は、心身障害者福祉手当を受けられません。
②各手当には、所得制限が設けられています。また、公的年金など(福祉年金を除く)との併給制限があるものもあります。
③施設に入所している方には、手当は支給されません。
④申請時の年齢制限は、上表のとおりです。